

大津市週休 2 日取組促進型工事実施要領
(農業農村整備事業版)

令和 7 年 8 月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組促進型工事实施要領（農業農村整備事業版）（以下「本実施要領」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市（大津市企業局を除く）が発注する全ての農業農村整備事業に関する土木工事（災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く）とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「週休2日取組促進型工事实施要領（農業農村整備事業）」（滋賀県農政水産部）を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「週休2日取組促進型工事实施要領（農業農村整備事業）（滋賀県農政水産部）中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等して運用する。

左欄	中欄	右欄
3 対象工事	<u>建築工事については、別途、土木交通部建築課が定める実施要領による。</u>	※適用しない。
5. 費用（積算方法等）	なお、週休2日の達成状況を確認後、週単位の週休2日が未達成のもの、または週単位の週休2日の取組を希望しないものは、<u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条</u>の規定に基づき、月単位の週休2日の補正係数による補正に減額変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、<u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条</u>の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。	なお、週休2日の達成状況を確認後、週単位の週休2日が未達成のもの、または週単位の週休2日の取組を希望しないものは、<u>大津市契約規則第22条第2項第3号</u>において定められた<u>工事請負契約書（様式第5号）</u>第24条の規定に基づき、月単位の週休2日の補正係数による補正に減額変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、<u>大津市契約規則第22条第2項第3号</u>において定められた<u>工事請負契約書（様式第5号）</u>第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。
6. 対象工事である旨の明示	週休2日に取り組む工事の対象とする場合は、 <u>入札公告</u> および特記仕様書に対象工事である旨を記載する。	週休2日に取り組む工事の対象とする場合は、特記仕様書に対象工事である旨を記載する。
10. 付則	この要領は、令和2年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和3年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和4年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和5年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和6年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和7年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。	・この要領は、<u>令和7年8月1日</u>以後に積算業務に着手する工事から適用する。